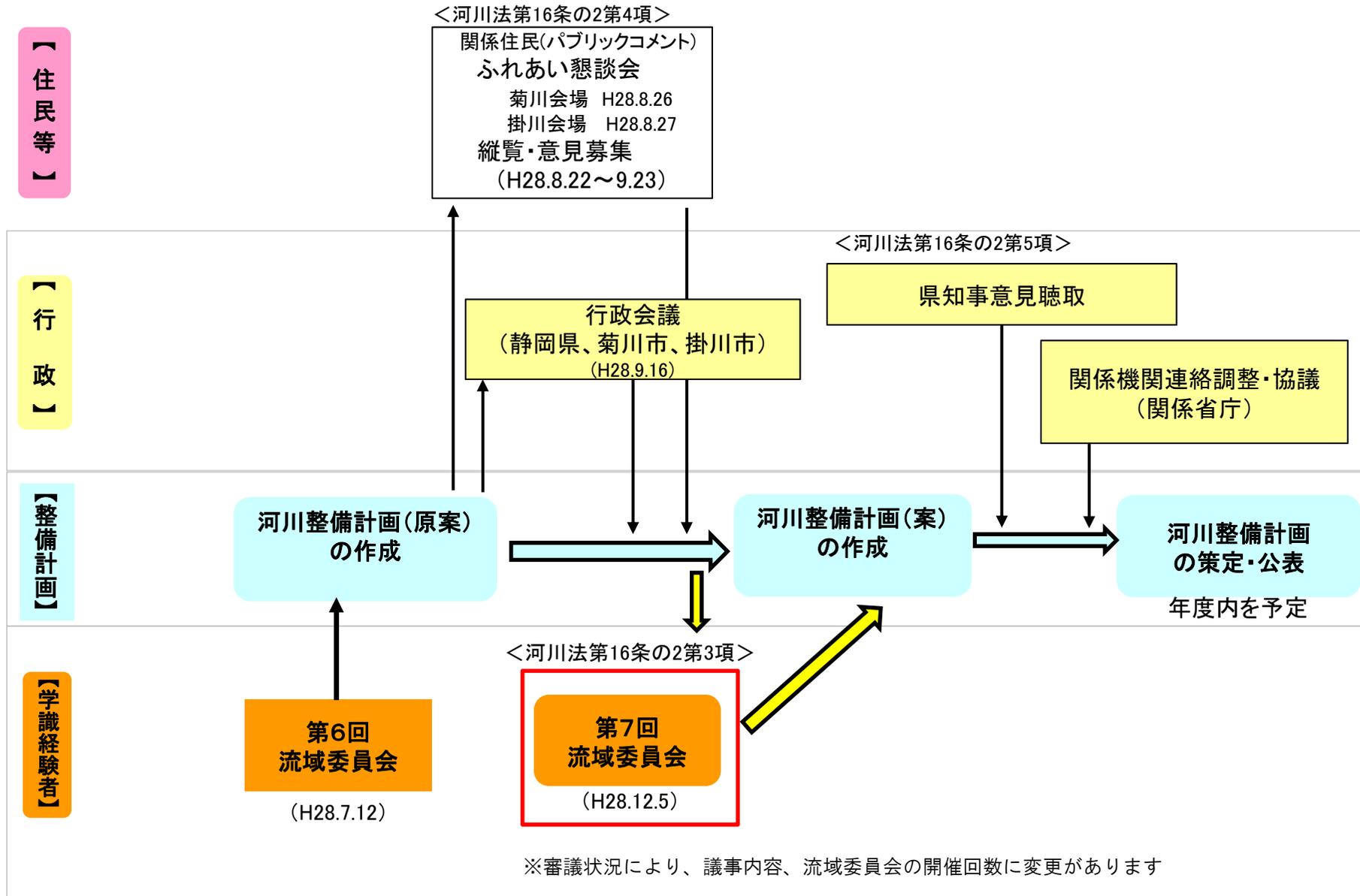


# 菊川水系河川整備計画策定の流れ



# 本日の審議と今後の手続きについて

## 流域委員会の目的【規約抜粋】

(目的及び設置)

第2条 流域委員会は、菊川水系河川整備計画(大臣管理区間)(案)の策定にあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき、学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

2. 流域委員会は、河川整備計画策定後、計画内容の点検について意見を述べる。

3. 流域委員会は、河川整備計画に位置付けられる事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

見直しが必要な場合

本日の審議

以下の資料により河川整備計画(案)の策定にあたり意見を聞く

資料2~4 河川整備計画(案)について

資料5 河川整備計画(案)による事業の評価

(案)が了承された場合において  
河川整備計画(案)に対して

県知事意見の聴取  
関係省庁への協議

(案)が了承された場合において  
事業評価に対して

県知事意見の聴取

見直しが無い場合

菊川河川整備計画の策定

事業評価の完了